

(案)

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(伊豆森林計画区)

計 画 期 間 自 平成24年 4 月 1 日
 至 平成29年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進しており、具体的には、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

このような中で、平成21年12月に今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化等を軸として、効率的な林業経営の基盤づくりや木材の安定供給に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」が作成された。

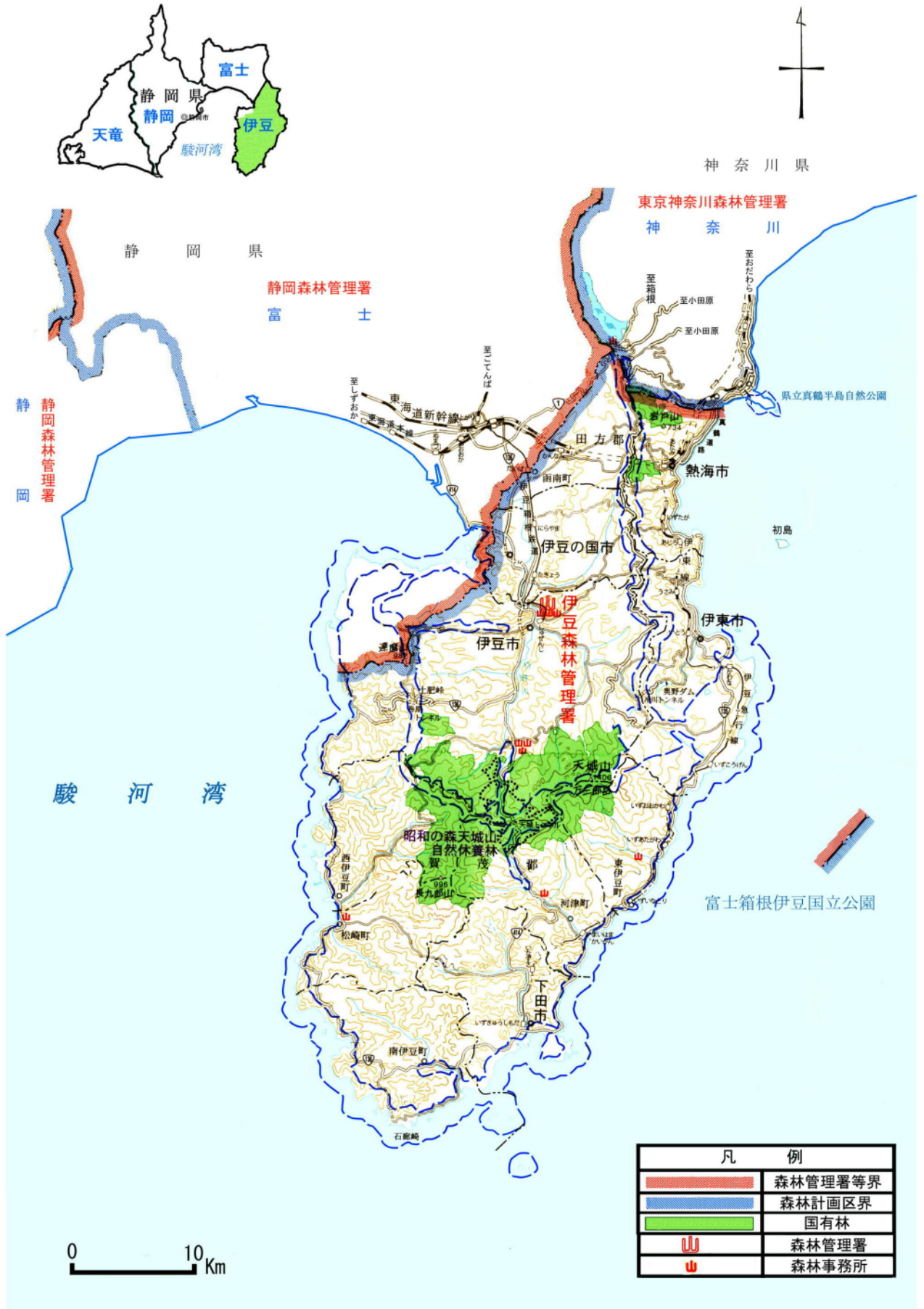
また、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、国有林に対しては、森林共同施業団地の推進、担い手となる林業事業体の育成、国有林野のフィールドを活用した人材の育成、原木の安定供給体制づくりなどによる森林・林業再生への貢献が求められており、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げられているところである。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされたことから、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生を通じた川上から川下までの効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用など、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに寄与していく必要がある。

本計画は、こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請に応えるべく、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の伊豆森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、伊豆森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関との連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

伊豆森林計画区の国有林野位置図



目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	4
④ レクリエーションの森	5
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
(4) 政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	9
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	11
① 国土保全タイプ	11
② 水源かん養タイプ	11
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	12
① 自然維持タイプ	12
② 森林空間利用タイプ	12
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	13
(2) 地域ごとの機能類型の方向	14
ア 中伊豆地区	14
イ 賀茂地区	15
ウ 熱海地区	16
3 流域管理システムの推進に必要な事項	17
4 主要事業の実施に関する事項	19
(1) 伐採総量	19
(2) 更新総量	19
(3) 保育総量	19
(4) 林道の開設及び改良の総量	19

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	20
1	巡視に関する事項	20
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	20
	(2) 境界の保全管理	20
	(3) 入林マナーの普及・啓発	20
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	20
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	21
	(1) 保護林	21
	ア 林木遺伝資源保存林	21
	イ 植物群落保護林	22
	(2) 緑の回廊	22
4	その他必要な事項	22
	(1) ニホンジカによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項	22
	(2) その他	23
III	林産物の供給に関する事項	24
1	流域内から産出される林産物の需要に関する事項	24
2	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	24
3	その他必要な事項	24
IV	国有林野の活用に関する事項	25
1	国有林野の活用の推進方針	25
2	国有林野の活用の具体的手法	25
3	その他必要な事項	26
V	国民参加による森林の整備に関する事項	27
1	国民参加の森林に関する事項	27
2	分収林に関する事項	27
3	その他必要な事項	28
	(1) 森林環境教育の推進	28
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	28
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	29
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	29
	(1) 林業技術の開発	29
	(2) 林業技術の指導・普及	29
2	地域の振興に関する事項	29

森林の管理経営に関する指針…………… 別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、静岡県東部に位置する伊豆森林計画区*内の国有林野約16千haであり、当森林計画区の森林面積の17%を占めている。

当計画区の国有林は、狩野川、河津川及び仁科川等の源流部に位置していることから、水源かん養保安林*が国有林野面積の9割を占め、下流域の生活用水や農業用水などの水がめとして重要な役割を担っている。

林況*は、スギ、ヒノキを主とする人工林が7割を占め、生育は良好である。また、伊豆半島中央を横断する天城山脈の脊梁部にはブナをはじめとする天然林が生育している。なお、伊豆半島では、ニホンジカが26頭/km²程度と高密度に生息しており、ヒノキを中心とした樹木の森林被害が甚大であるほか、ブナ等の稚樹や下層のササ等も下草も食害で衰退している状況にある。

当計画区は、天城山脈等良好な自然環境を背景に「富士箱根伊豆国立公園」に指定されているほか、天城山脈や熱海地区の一部は、保健保安林や都市計画法に基づく風致地区に指定されており、都市近郊林として、自然とふれあえる場でもあり、森林を利用したレクリエーション等や保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成23年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が76%(11.6千ha(育成単層林*9.3千ha、育成複層林*2.3千ha))、天然生林*が24%(3.6千ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではスギ1,281千m³、ヒノキ1,209千m³、モミ41千m³、広葉樹ではブナ142千m³、カシ類6千m³となっている。(図-2参照)

人工林の齢級別面積は図-3のとおりであり、1齢級から4齢級の若齢林分が5%、間伐適期である5齢級から8齢級が23%、9齢級以上の林分が72%と多く、21齢級以上の高齢林分も5%と多い。

*【伊豆森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、静岡県では、静岡、富士、天竜及び伊豆の4森林計画区に区画されています。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

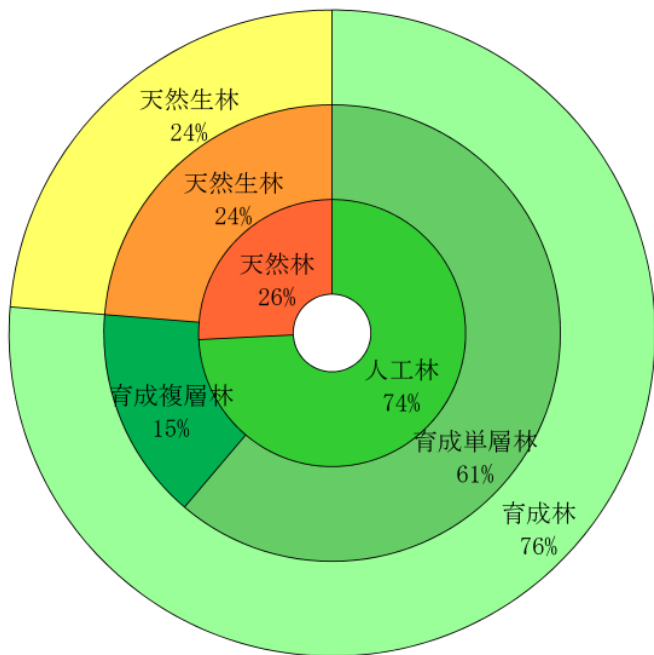
*【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



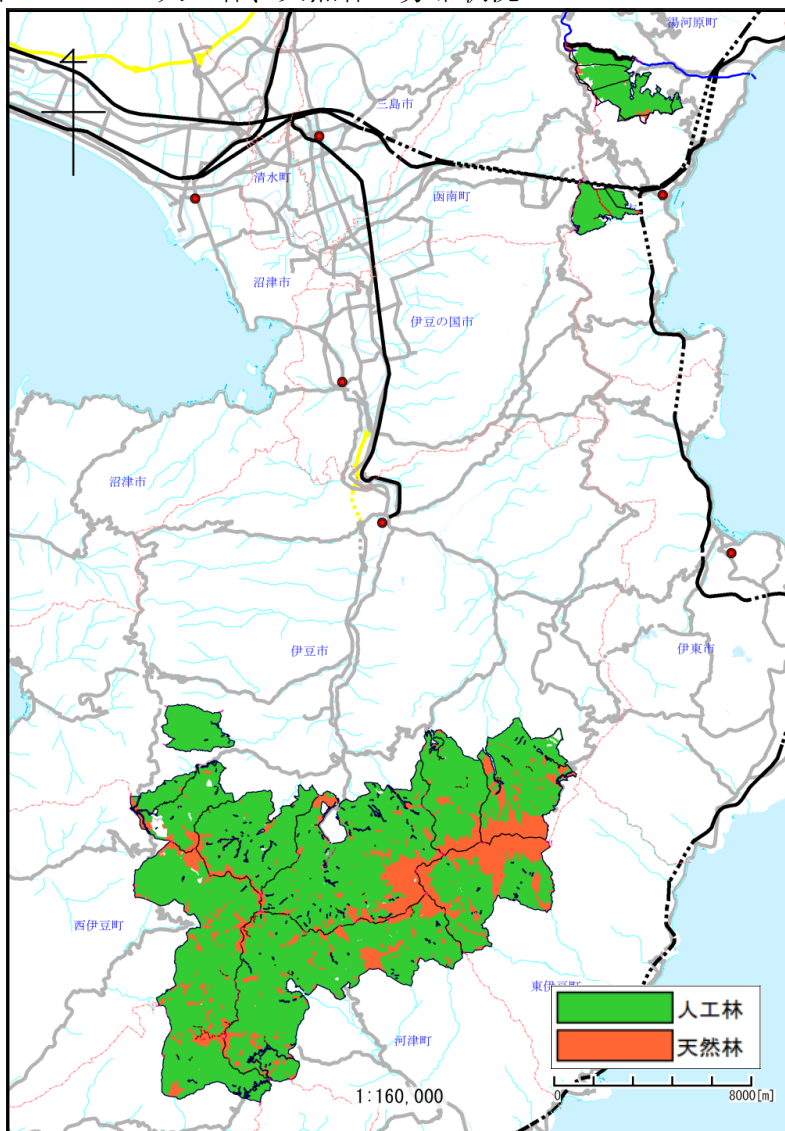
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

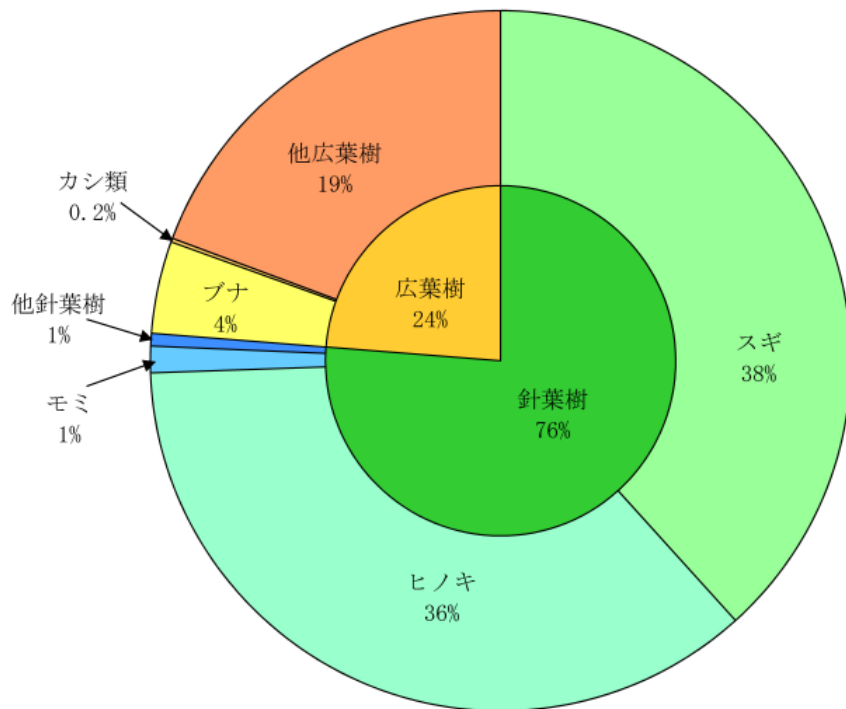
※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況

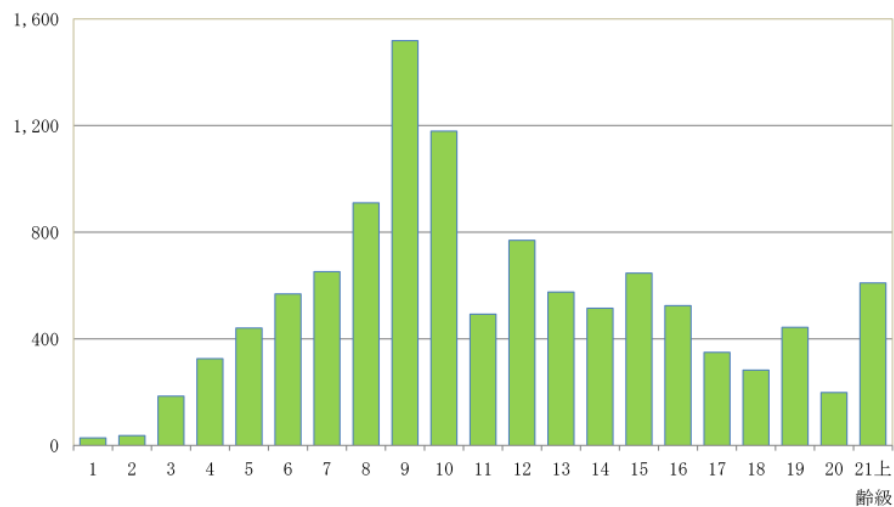


図ー 2 主な樹種構成（材積比）



図ー 3 人工林の齢級*構成

面積 (ha)



*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。

1 齢級は 1～5 年生、
2 齢級は 6～10 年生、
10 齢級は 46～50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成19年度～平成23年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。(平成23年度は、実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に資する森林整備を積極的に実行したが、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したため、材積は計画より低位に止まった。また、生育状況等を考慮し一部の実行を見合わせたため、面積も計画より低位に止まった。

主伐^{*}は、分収林を中心に計画したが、分収林の契約延長に伴い主伐を控えたことから計画量より低位に止まった。

(単位：材積 m^3)

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	36,190	137,569 (1,772ha)	14,748	129,388 (1,349ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、間伐に含めた。

② 更新量^{*}

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため人工造林により更新を図ったが、前計画期間の後半に実行した主伐箇所の更新や分収林の主伐を、今期計画で行うこととしたため、人工造林の実績が計画より低位に止まった。

(単位：面積 ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	62	—	43	—

③ 保護林^{*}

すべての保護林について、現状を把握するためモニタリング^{*}調査を実施した。その結果、対象種及び対象木の生育は概ね良好であるが、多くの保護林でニホンジカの食害や糞などの生息痕跡が見受けられる。また、八丁池ブナ群落林木遺伝資源保存林では、林床のササが一斉枯れを起こしている。全般的に下層植生は乏しく、後継樹が少ない状況でもあることから、継続的にモニタリングする必要がある。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内(人工林は40%以内)で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【保護林】

P21 以降具体的に説明

^{*}【モニタリング】

あるものの実態、状態を継続的に観測・観察することです。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
林木遺伝資源保存林	2	256	2	256
植物群落保護林	18	141	18	141
計	20	397	20	397

④ レクリエーションの森[※]

昭和の森天城山自然休養林及び長九郎自然観察教育林ともに、登山道やハイキングコース沿いに設定しており、交通の利便性も良く、施設も整備され、年間を通して多くの人に利用されている。

(単位：面積 ha)

種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然休養林	1	1,100	1	1,100
自然観察教育林	1	132	1	132
計	2	1,232	2	1,232

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分[※]に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス[※]に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

[※]【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

[※]【機能類型区分】

P9 以降具体的に説明

[※]【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

ア 生物多様性の保全*

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐箇所と長伐期の組み合わせ等による森林のモザイク的配置
- ・ 保護林の適切な管理

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- ・ ニホンジカによる食害・剥皮防止対策

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化、又は複層林施業により裸地状態が減少
- ・ 沢沿い（ワサビ田沿い）、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 「ふれあいの森」等国民参加の森林づくりの推進

^{*}【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げ、下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 急峻な地形の多い賀茂地区を中心に災害防止のため、13箇所(13箇所)の溪間工及び山腹工を計画。</p> <p>【水土保全機能の維持】 水土保全林の育成林 10,510ha のうち 1,600ha で森林整備(間伐)を計画。</p>
共 生	<p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進。</p>
循 環	<p>【木材の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の持つ機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・ 森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 <p>【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため7.7km(うち林業専用道3.3km)の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化防止	<p>育成林 11,570ha のうち 2,119ha の間伐を計画。天然生林* 3,597ha のうち 99%にあたる 3,586ha を保安林として保全。</p>

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

*【本項に係る天然生林】

左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源の涵養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要の施業の結果得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等稀少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施策を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－ 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

単位：ha

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
水 土 保 全 林	土砂流出・崩壊防備	・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林	1,004
	気象害防備	・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林（海岸により除外する場合もある）	—
	生活環境保全	・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林（都市部により除外する場合もある）	—
	水源かん養タイプ	・水源涵養機能維持増進森林	9,506
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（当該機能が低い森林は含める）	1,349
	森林空間利用タイプ	・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 ・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（当該機能が低い森林は含める）	3,811
資源の循環利用林		・水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）	473
合 計			16,143

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 10,510ha（国土保全タイプ 1,005ha、水源かん養タイプ 9,505ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、国土交通省へ砂防施設用地として所管換したこと、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約を解除した一部の森林の有する機能の再評価をした結果、水土保全林（水源かん養タイプ）に見直したことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	1,004	9,506	10,510

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 5,160ha（自然維持タイプ 1,349ha、森林空間利用タイプ 3,811ha）としており、本計画でも引き続き同区分により管理経営を行う。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面 積	1,349	397	3,811	1,232	5,160

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 466ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、分収林の契約を解除した一部の森林の有する機能の再評価をした結果、他の機能類型に見なおしたものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積 (単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	466	7	473

注) 1 「その他産業活動の対象」は、貸付地の面積である。

注) 2 資源の循環利用林は、国有林の地域別の森林計画で定める公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林）に該当することから、伐期の間隔の拡大、皆伐面積の規模の縮小を図る。

なお、分収林については、契約に基づき伐採する。（ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う。）

然維持タイプ)に区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。

- ② 天城山脈中央部から西部にかけての脊梁部や国道 414 号沿いの地域は、富士箱根伊豆国立公園第 3 種特別地域に指定されている。また、昭和の森天城山自然休養林を設定していることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ この地域の溪流沿いの一部は、急傾斜地であり砂防指定地にも指定されていることから、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ これら以外の地域については、下流域の重要な水源地となっていることから、主に水土保持林（水源涵養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 賀茂地区（451～738林班）

本地区は、天城山脈南部の東伊豆町、河津町、松崎町及び西伊豆町に所在し、白田川、河津川及び仁科川等の上流域にあたる国有林は本地区の標高 250 ～ 1,400 m に位置する。

- ① 天城山脈東部の脊梁部にある万二郎岳から八丁池にかけての地域は、富士箱根伊豆国立公園特別保護地区及び第 2 種特別地域に指定されている。一方、貴重な植物群落等の保護林にも設定していることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 天城山脈中央部から西部にかけての脊梁部や国道 414 号沿いの地域は、富士箱根伊豆国立公園第 3 種特別地域に指定されている。また、天城山脈や長九郎岳周辺には登山道等が整備され、自然観察、探勝、ハイキング等森林レクリエーションに利用されていることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③ この地域の溪流沿いの一部は、急傾斜地であり砂防指定地に指定されていることから、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

④ これら以外の地域については、下流域の重要な水源地であることから、主に水土保持林（水源涵養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 熱海地区（1001～1057林班）

本地区は、当計画区北東部の熱海市に所在し、千歳川や和田川等の上流域にあたる地域である。国有林は、本地区の標高 200～850 mに位置している。

① 熱海市中部の和田川上流部の地域については、土砂流出防備保安林に指定されていることから、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 熱海市の北部の地域は、都市計画法に基づく風致地区に指定され、リゾート地の背景林として、また、自然探索、探勝の場として親しまれていることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システム[※]の推進に必要な事項

当流域は、静岡県東部の伊豆半島全域であり、伊豆半島中央部には天城山脈が東西に横断し、海岸線まで迫る急峻な地形である。

流域内の森林はスギを主体とする人工林が大部分を占め、資源は充実しているが、林業労働者の高齢化や減少及び木材価格の低迷等により、林業・木材産業の置かれている状況は厳しい一方、ワサビやシイタケ等特用林産物の生産が盛んであり一大産地を形成している。

このような中で、国有林の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域ニーズの的確な把握、フィールドの提供、下流域との連携等について、取り組んでいくことが必要であり、引き続き国有林野事業流域管理システムアクションプログラムの実施等により、鳥獣被害対策、施業の共同化、間伐の推進等に取り組むこととする。

(1) 流域ニーズの的確な把握

県、市町、伊豆流域森林・林業活性化センター、林業事業者等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

国有林野における管理経営や技術について、国有林の現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、森林管理署等のホームページに掲載し情報提供する。

また、体験活動等を希望する各種団体等には、流域内のフィールドを提供するとともに、森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

ニホンジカによる食害等の被害が深刻であり、これを防ぐため、県、市町、狩猟関係者等と被害防止対策について意見交換を行い、植栽木を守るための柵の設置やニホンジカの捕獲など、より効果的な対策を民有林と国有林が連携して推進する。

木材の利用と間伐の推進を図る観点から、引き続き治山工事、林道工事での間伐材を利用する。

平成22年9月に設定した森林共同施業団地において、民有林と連携して路網を整備すること等により、効率的な森林整備に取り組むこととする。

[※]【流域管理システム】
日本の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備、森林造りや林業、木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

(4) 下流域との連携

教育機関と連携して森林教室、体験林業の開催など、森林とのふれあいの場を提供し、森林の働き、林業の役割等の情報をわかりやすく提供することとする。

また、伊豆流域森林・林業活性化センター等の民有林関係機関と連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	21,364	162,199 (1,963)	199,263 《15,700》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)
 2 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}で内書き
 3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	41	0	41

(3) 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計	41	26	139

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道 [*]	6	4,194	69	73,740
うち林業専用道 [*]	6	4,194	—	—

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

^{*}【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥する時期に、山火事発生の危険が増大する。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、伊豆半島の山間部に位置しており、複雑で急峻な地形のため、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にある。それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害の被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林関係者と連携を図りつつ、まん延を防止するため適切な対応を図ることとする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、20箇所、397 haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うこととする。

保護林の取扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
林木遺伝資源保存林	2	256
植物群落保護林	18	141
計	20	397

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

当計画区は、ニホンジカによる植栽木の食害や剥皮被害、下層植生の食害等が発生しており、人工造林、天然更新ともに、食害や剥皮防止対策を講じなければ成林の見込みがない状況である。

剥皮が幹の全周に及ばない場合は、枯死に至らず、一見健全な森林に見えるため、剥皮の拡大状況を的確に把握することが難しく、被害が発生する条件やその防止に関する知見の集積は十分でない。

このため、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所や、分収林等を重点的にシカ柵や単木の保護資材等の防除対策を行うこととする。

また、地方公共団体や猟友会等と連携し、シカの囲い込み罠の設置等についても検討するなどにより、対策の充実に努めることとする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の整備を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

さらに、ワサビ田周辺で伐採や作業道を設置するに当たっては、ワサビ田に流入する水を濁らせないように対応することとするなど、ワサビ田周辺の森林施業は、人工林を抜き伐りし、天然更新による広葉樹林化を目指すこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

戦後造成されたスギ人工林を中心に木材として利用可能な森林が増加している。これらについては、従来からの活用方法である一般製材としてだけでなく、集成材の材料となるラミナや合板の材料となる単板としての需要拡大を図る中で計画的な供給に努めることとする。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林は、7割が人工林となっており、このうち5～8齢級の間伐適期林分が2割、9齢級以上の高齢級林分が7割を占めている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や、分収林*契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

*【分収林】
P27 で具体的に説明。

3 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野での間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、東海道新幹線、東名自動車道等の整備により首都圏からも訪れやすく、ハイキングや自然観察などの森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

特に、天城峠を中心とする旧下田街道沿いの「昭和の森天城山自然休養林」は、森林浴を楽しみながらの散策、自然探勝に最適である。八丁池展望台からは、みごとな森林景観や相模湾等の展望が素晴らしく、レクリエーション等保健休養の場として多くの人に利用されている。

これら自然資源を活用した観光産業が、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることから、自然環境の調和に配慮しつつも、優れた景観を有する森林資源を活用し、自然とのふれあい、教育文化、保健休養など、国有林野の多様な利用に応じることとする。

今後も、地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備等、各種情報手段の活用を通じて情報提供に努めることとする。

また、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取一共用林野^{*}契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用一使用許可等

^{*}【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売却情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めるものとする。

(1) ふれあいの森*

天城山西部の伊豆市仁科峠で、ボランティア団体が自主的な森林整備活動を実施しており、これらの活動を支援し、各種情報の提供を行うなど利便を図ることとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
記念日の森づくり活動	0.89	29 に ₃

*【ふれあいの森】

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものです。

(2) 社会貢献の森*

天城山北麓の伊豆市に設定し、原生的な森林の再生を目指し、当面、人工林の間伐等の森林整備を実施していることから、引き続き活動の場として提供していくこととする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
水を育む森づくり活動	5.89	207 ぬ ₃ 217 り、ぬ 230 に 234 に

*【社会貢献の森】

水源涵養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものです。

(3) 遊々の森*

天城山北面の国道 414 号線沿いに天城こどもネットワークが「天城遊々の森における体験活動」として、主に、森林教室や自然観察等を行っているため、引き続き森林環境教育体験活動の場として提供することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
天城遊々の森における体験活動	3.78	118 ろ 120 い ₂ 121 い ₂ 122 い～は、イ、ロ

*【遊々の森】

森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行うものです。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。